

平成29年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成29年3月3日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	議案第9号	平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）
日程第 5	議案第10号	平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第11号	平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第12号	平成28年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第13号	平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第14号	平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第15号	平成28年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第16号	豊頃町行政区設置条例の一部改正
日程第12	議案第17号	豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第13	議案第18号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第14	議案第19号	豊頃町税条例等の一部改正
日程第15	議案第20号	豊頃町奨学金貸付条例の廃止
日程第16	議案第21号	豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正
日程第17	議案第22号	豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正
日程第18	議案第23号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第19	議案第24号	町道の認定
日程第20	議案第25号	町道の変更
日程第21	同意案第1号	豊頃町監査委員の選任
日程第22	同意案第2号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第23	同意案第3号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任

日程第 2 4

陳情の委員会付託

日程第 2 5

休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番 中 村 純 也 君

2 番 小笠原 茂 人 君

3 番 坂 口 尚 示 君

4 番 相 澤 昌 幸 君

5 番 岩 井 明 君

7 番 大 崎 英 樹 君

8 番 大 谷 友 則 君

9 番 藤 田 博 規 君

◎欠席議員（1名）

6 番 菅 谷 誠 君

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宮 口 孝 君

副 町 長 石 田 貢 君

教 育 長 菅 原 裕 一 君

農 業 委 員 会 長 竹 下 昌 徳 君

代 表 監 査 委 員 山 口 浩 司 君

総 務 課 長 補 佐 熊 谷 雅 美 君

企 画 課 長 柄 崎 明 久 君

住 民 課 長 矢 野 利 治 君

福 祉 課 長 岩 城 光 洋 君

産 業 課 長 山 本 芳 博 君

施 設 課 長 渡 部 邦 生 君

会 計 管 理 者 佐 藤 孝 夫 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 倉 明 君

教 育 委 員 会 教 育 課 長 富 田 秀 樹 君

子 育 て 支 援 所 長 下 重 博 光 君

消 防 署 長 佐 藤 則 仁 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君

庶 務 係 長 沢 崎 真 司 君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成29年第1回豊頃町議会定例会を開会いたします。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長より諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
●中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
6番菅谷誠議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に監査委員より、平成28年11月から平成29年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。
以上です。
●藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
●宮口町長 平成29年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
平成28年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
総務費において、中心市街地の活性化や「互産互生事業」の推進のための「地方創生拠点整備交付金事業」を、さらに国の繰越予算措置に伴い「個人番号カード関連事業」を、農林水産業費において、種子バレイショ貯蔵施設整備事業や農作業機械のリース導入による生産支援事業に係る「産地パワーアップ事業」を、今年の台風等により被災した農業施設整備を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」を、牛首別、二宮、幌岡地区で実施する「道営農地整備事業」を、さらに町有林造林事業の

推進を図るための林道整備として「湧洞1号支線開設事業」を、また、災害復旧費において、昨年の台風により被災した林道を復旧するため「その他林道牛首別線災害復旧工事」を、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施いたします。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大崎英樹議員及び8番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間に決定いたしました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成29年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成29年2月28日。

3、調査の経過。

(1) 平成29年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成29年2月24日招集告示のあった平成29年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月28日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成29年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月10日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成28年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、議案第24号（町道の認定）及び議案第25号（町道の変更）については、議長から所管の産業厚生常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査とする旨を会議に諮ることとした。

エ、同意案第1号（豊頃町監査委員の選任）、同意案第2号（豊頃町公平委員会委員の選任）及び同意案第3号（豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月3日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において、新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第4 議案第9号平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長補佐。

●熊谷総務課長補佐 議案第9号平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

各会計補正予算書、1ページをごらんください。

本案は、各事務事業の精査、平成28年度繰越明許費、債務負担行為及び地方債における各補正予算を計上するものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,970万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,960万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。26ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費において31万6,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、28ページ、3目財産管理費における基金積立金の追加や、32ページ、7目企画費における繰越明許費事業の追加など、合わせて7,455万3,000円を追加。

36ページ、3項戸籍住民基本台帳費から8万6,000円を減額。4項選挙費において1目選挙管理委員会費から、38ページ、4目町長選挙費まで、合わせて178万5,000円を減額。

40ページ、3款民生費、1項社会福祉費において1目社会福祉総務費から、46ページ、8目後期高齢者医療費まで、合わせて4,699万1,000円を減額。2項児童福祉費において1目保育所費から、48ページ、4目児童措置費まで、合わせて658万8,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において1目保健衛生総務費から、52ページ、5目清掃費まで、合わせて510万5,000円を減額。2項簡易水道費から773万5,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において2目農業総務費及び54ページ、4目道営事業費に繰越明許費事業をそれぞれ追加するなど、合わせて2,717万円を追加。

56ページ、2項畜産業費から35万9,000円を減額。

58ページ、3項林業費において2目林道整備費に、繰越明許費事業を追加するなど381万1,000円を減額。

60ページ、4項水産業費から537万8,000円を減額。

6款商工費、1項商工費に67万2,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費から50万3,000円を減額。

62ページ、2項道路橋梁費において1目道路橋梁維持費及び3目道路新設改良費から工事請負費を減額するなど、2億4,293万7,000円を減額。

64ページ、3項住宅費から730万円を減額。4項河川費から11万8,000円を減額。

66ページ、5項施設費に19万3,000円を追加。6項公共下水道費に234万9,000円を追加。

68ページ、8款消防費、1項消防費から715万円を減額。

70ページ、2項災害対策費から901万2,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費から404万7,000円を減額。

72ページ、2項小学校費から290万6,000円を減額。

74ページ、3項中学校費から4万8,000円を減額。

76ページ、4項社会教育費から291万7,000円を減額。

78ページ、5項保健体育費に113万6,000円追加。

80ページ、10款災害復旧費、3項林業用施設災害復旧費から1万1,000円を減額。

11款公債費、1項公債費から1,067万1,000円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に470万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に352万円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に2,778万5,000円を追加。2項負担金から28万2,000円を減額。

12款使用料及び手数料、1項使用料において1目総務使用料から、14ページの7目教育使用料まで、合わせて389万4,000円を追加。2項手数料に22万5,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金に170万1,000円を追加。

2項国庫補助金において、1目総務費国庫補助金から、16ページ、5目教育費国庫補助金まで、合わせて1億2,731万5,000円を減額。3項委託金から827万1,000円を減額。

14款道支出金、1項道負担金に61万9,000円を追加。

2項道補助金において、1目総務費補助金から、18ページ、8目災害復旧費補助金まで、合わせて14万5,000円を追加。3項委託金から16万7,000円を減額。

20ページ、15款財産収入、1項財産運用収入に55万9,000円を追加。2項財産売却収入に435万3,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に125万円を追加。

22ページ、17款繰入金、1項繰入金から1億991万円を減額。

19款諸収入、2項預金利子から10万円を減額。5項雑入において、1目過年度収入から5目雑入まで、合わせて209万3,000円を追加。

24ページ、20款町債、1項町債において6,450万円を減額するものであります。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表繰越明許費をごらん願います。

2款総務費から10款災害復旧費までの表記載の8事業、4億8,817万1,000円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

次に、第3条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正をごらん願います。表記載の2業務委託において、限度額を合わせて2,251万5,000円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第4条の地方債の補正については、7ページの第4表地方債補正をごらん願います。表記載のとおり、18事業に係る既定の地方債限度額5億3,690万円を4億7,240万円に改め、地方債の限度額の総額を6億2,200万2,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページ、1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16ページ、14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20ページ、15款財産収入。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 この財産収入のところで、不動産の土地売り払いと物品売り払いが入っておりますが、これは何のためにどこの土地を、それから何のために何の物品を売り払ったのかお知らせ願います。

●藤田議長 熊谷総務課長補佐。

●熊谷総務課長補佐 土地建物の売り払いにつきましては、道道の改修のため。あと、民間の方に1件、住宅の用地として欲しいということで、普通財産を売り払いしております。物品につきましては、中身につきましては公用車、廃車にした公用車の売り払いと、あと、ピアノを1台売り払っております。

以上でございます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 ピアノということは、使ってなかったのがあったということによるのでしょうか。

●藤田議長 下重子育て支援所長。

●下重子育て支援所長 ピアノにつきましては、茂岩保育所に置いてあったものでございますが、長年にわたり使用していなかった経緯と、管理等も特に行っておらず、今後の使用の予定もないことから処分させていただきました。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。16款寄附金。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 確認のために御質問いたします。

節のところで4項目ありますが、教育振興についての40万円というものについての内容はいかなる内容なのか、説明いただけますか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 ここの部分の教育振興の寄附金につきましては、ハルニレの木の修繕に係る寄附ということでの内容になっております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 寄附行為を行った方に対しては非常に感謝、敬意を表しますが、今、ハルニレに限定という考えで説明ありましたが、過去に町としての予算で、90万円ほどハルニレに対しては支出しているわけです。これは応急処置をしたということでしょう。今後についてのハルニレというものについての考え方について、あわせてどのぐらいの予算を考えていかなければならないのか、あるいは非常にシンボルとしては象徴される本町の銘木ですから、それらについての環境整備という

か、木のみならず標示、あるいはそれらの整備とかというものも含めて考えているものであれば、御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 ハルニレの木の整備につきましては、あくまでも文化財ということでの整備ということで、新年度に予算を計上させていただいております。おおむね5年程度の期間をかけまして木の保全、それから土壌の改良、そういったことをする予定でおります。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。22ページ、17款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

26ページ、1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

説明第1号、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 説明第1号、地方創生拠点整備交付金事業の施行につきまして御説明いたします。

本案は、国の平成28年度第2次補正予算に計上された地方創生拠点整備交付金を活用し、茂岩市街地の中心に位置する旧スーパーマーケットを改築し、まちなか活性化拠点施設として整備を図るため、平成28年度繰越明許費において次のとおり、地方創生拠点整備交付金事業を施行することとし、第2款総務費に計上したものであります。別紙、28年度補正予算説明書、説明第1号により御説明いたしますので、1ページをお開きください。

なお、位置図及び施設平面図は、対図番号1ページから3ページをごらんください。

記として、1、事業概要ですが、事業名、地方創生拠点整備交付金事業。事業予算額7,145万4,000円。事業内容は、豊頃町まちなか活性化拠点施設整備とし

て、実施設計一式、模様替工事、1階377.40平方メートル、2階173.91平方メートルであります。備品購入一式。

以上でございます。

2として、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 この事業についての今後の全体的な管理運営というのはどのように考えているのか、お聞かせ願います。

それと、特に2階の部分は宿泊施設になっておりますから、それらの管理運営というのはどのように考えているのか、お願いいたします。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 現在、この事業、互産互生事業を推進している豊頃町報徳互産互生推進協議会というものがございます。その中で、今後、設立する予定の地域商社、地域商社を設立するための準備会を設立し、平成29年度において、その地域商社を設立させたいというふうに考えてございます。そしてこの施設の運営、1階及び2階の宿泊施設部分、全般に対して設立された地域商社のほうで、管理運営していくというふうに考えてございます。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 特に、2階の宿泊施設については、食堂がありますけれども、食事の提供というのはどのように考えているのか。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 食事に関しては、基本的に市街地のほうで食べていただくということを基本に、あと、調理器具や何か全てそろっておりますので、人によっては施設内部で調理をし、食事をとるといような形で考えてございます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 2階も下の部分も、1階の部分も管理する人たちの住居スペースというのではないのですよね。この宿泊ぐらいのスペースであれば、民宿的な考えを持ったほうが今後の運営というものは、運営しやすいのではないかとというふうに思いますけれども、どう考えていますか。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 大谷議員おっしゃるとおり、この施設は、2階の宿泊施設部分につ

いては、簡易的な宿泊施設として整備する考えでありまして、民泊のような位置づけで運営したいと考えております。よろしく申し上げます。

●藤田議長 大谷議員に申し上げます。

3回の制約がありますので、別な機会に御質問を願いたいと思います。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 同じく関連した内容です。3回限定ですので、立場上大変その辺は守らないといけないということを思っていますが、まとめて何項目か1回目申し上げます。

今、大谷議員が質問された中で、答弁は簡易宿泊という形態をとると、これには許認可の問題があるのだと思うのです。これについて一つ。

それからもう一つは、地域商社を立ち上げると、設立するということについての法人化なのか、財団なのかというところ、あるいは公的色彩のものが入ると、その辺はまたいろいろな名称も変わってくると思うのですね、手続上の問題。その件が二つ目です。

それからもう一つは、まちなか活性化ということで、非常に時間かけて、町長みずから足を運んで検証して時間かけています。その中における御努力は、感謝申し上げますが、何といたっても本町メイン通りの中心地になります。その辺の設備的な内容として、細かいのですが、周辺の互産互生の町外から来る観光客や関係者が来たときの駐車的なスペースはどうなのかというのが3点目です。これも後ほど御答弁いただきたいと思います。

それからもう一つは、まちなかですから、現状では非常に夜間は焼き鳥屋さんの照明だけが、あんどんだけが非常に象徴されます。これができるのと、その辺のバランスが町並み、まちなか、活気色、そういうものが増長するでしょう。多分、増してくるだろうところと思いますが、その辺の考え方もちょっと計画の中にあれば説明いただきたいと思います。

とりあえず1回目はその4項目について。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 まず、許認可の関係なのですけれども、今のところ宿泊施設として許可が得られるような設備を整えたいというふうに考えてございます。

それから、地域商社の形態につきましては、ただいま準備会を設立しましたので、その中で今後どんな形態がいいのかを十分検討し、設立していきたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほどから何点か御質問ありますけれども、この施設につきましては、

担当課長が説明したとおりですけれども、実際、運営し始めてからでも臨機応変に、ある程度何といたしましょうか、どういうことでも対応できるような運営方法をとっていききたいというふうに思っております。

また、駐車場につきましては、今の予定している施設の隣接する空き地が民地ですが、ありますので、このことについても今、交渉中でございますので、恐らく私どもの考えているような形で駐車場として求めることは、可能かなというふうに思っております。また、その所有者についてもこれまで何回か打診をしておりますので、そういった大崎議員がおっしゃられるように、できるだけ何といたしますか、駐車場もとれるような形を今後進めていききたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 質問の4項目の最後のところは、非常に具体的なことだったのですが、それについてはちょっと説明がなかったのですが。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 質問に沿うかどうか、ちょっと微妙なんですけれども、まず外壁とかは、きちっと塗り直すような考え方をしています。また、この施設自体の利用方法として、地域商社の拠点施設はもとよりサイクルツーリズムとか、移住・定住促進、それから観光の拠点として観光案内ですとかそういったこと、それから宿泊機能、そしてサテライトオフィスとか、そういったものも業務としてそういった業務をやっていききたいというふうに考えておりますので、今後はそういった方々が、その施設を大勢の人が利用することによって、まちなかの活性化にもつながっていくのではないかなというふうに考えてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 具体的な模様がえだとか、それから色彩だとかそういうものについての建物、あるいはその周辺の今、町長が説明いただきました駐車場を設けるべきだと。今も駐車場は、向かって左手の消防側のほうにあるのですが、狭いだらうという意味でお話ししたのですね。ですから、その回答でよろしいかと思うのですが、安心しますが、今、課長から説明していただいた1回目の質問のその組織そのものが、これは営利でいくのか、それとも提供するだけなのか、地域商社ということになると、メンバーの選択が、これは指名するのか、それとも公募するのか、その辺のところも説明いただきたいというのが2回目の問題ですね、質問の内容です。

それで参考的にちょっとお聞きしたいのですが、今まで本町は利便性を考えて、時の行政の首長、特別職もそうですが、町並みをとにかく活性化し、利用し、人の出入りもよくしようということで、トイレをたくさんつくったのですね。ところが、それ

がいつの間にか入り口も解体し、撤退しました。それから、元の歯医者さんの建物のところもあったのですが、小公園あったのですが、去年、おとし、なくなりました。そういうようなことで、いろいろと計画が短絡的と言ったら失礼な話ですが、そのときそのときの用途に合わせたと思いますけれども、非常にそういう点では寂しさを感じております。建物がなくなるということがですね。したがって、その辺も十分この周辺を提案された内容を、まちなかがピカッと光るといふところの町並みの本当の活性化に、今回はしていくべきだといふような個人的には感想を持っていますので、十分その辺は想像をたくましくしていると、多くの方々が町外からこれを利用してもらえといふ、私は施設になるのだろうと期待しているわけですね。ですから、その辺を大勢のメンバーの御意見を聞いて、できれば地域商社を、非常にユニークなそういう商社メンバーと団体にできるかといふことを期待しているのですが、その辺の考え方、町長、どうですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、行おうとしている商社の関係ですけれども、これは法人化で営利を目的とすべきでないといふふうに私は捉えておりますし、この地方創生事業の中には、そういった組織をつくりなさいといふことで国からのある程度基準ございまして、今、考えているのは地域の方はもちろんですけれども、今、互産互生で静岡県のそういった先駆者が、チームがありますから、そちらのノウハウをかりながら、そういったメンバーも入れながら、総合的に判断していきたいといふふうに考えております。

また、できるだけまちなか活性化させるために、どうしても町の中心部にそういうものを置いて、町の活性化進めたいといふふうに思っておりますから、そしてその施設も自由に使えるような、余り規則、要綱に縛られないで、フリーな形で行っていききたいといふふうに思っております。ただ、実行していく中で、また、いろいろな形で先ほども言いましたとおり、臨機応変に対応しながら地域の方々、さらにまた議員の皆さん方からいろいろなアドバイスをいただきながら、成功していきたいなといふふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。36ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 40ページ、3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 46ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 52ページ、2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明願います。山本産業課長。

●山本産業課長 平成28年度の補正予算説明書、5ページをごらん願います。

説明第2号、道営農地整備事業の施行について御説明申し上げます。

道営農地整備事業における次の3地区の事業について、平成28年度の繰越明許費により事業を実施することとして、第5款農林水産業費に予算を計上したものでございます。

1、事業概要について。最初に牛首別地区でございますが、全体事業費1億480万円、予算額は受益者負担20%の2,096万円。事業内容は、区画整理、面積31ヘクタール、暗渠排水、面積7.4ヘクタール、農業排水路、延長10メートルであります。

なお、施行位置図については、対図番号1ページを御参照いただきたいと思います。

次に、二宮地区ですが、全体事業費7,090万円、予算額、受益者負担として1,418万円。事業内容、区画整理、面積3.4ヘクタール、暗渠排水、面積30.4ヘクタールでございます。

施行位置図等については、対図番号2ページを御参照ください。

次に、幌岡地区であります。全体事業費1億220万円、予算額、受益者負担として2,044万円。事業内容、区画整理、面積37ヘクタールであります。

なお、施行位置図については、対図番号3ページを御参照いただきたいと思います。

2、事業主体であります。北海道であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 次に進みます。56ページ、2項畜産業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項林業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項水産業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6款商工費、1項商工費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項道路橋梁費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 64ページ、3項住宅費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項河川費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5項施設費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6項公共下水道費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款消防費、1項消防費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項災害対策費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 72ページ、2項小学校費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項中学校費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項社会教育費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 78ページ、5項保健体育費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 10款災害復旧費、3項林業用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、8ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第10号

●藤田議長 日程第5 議案第10号平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書、85ページをごらんください。

議案第10号平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,466万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,590万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、98ページ、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費から療養給付費2,200万円を減額、2目退職被保険者等療養給付費から療養給付費200万円減額の合わせて2,400万円を減額。

同2款2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費500万円を減額。

同じく2款、4項出産育児諸費から出産育児一時金42万円を減額。

3款後期高齢者支援金等から後期高齢者支援金175万円を減額。

5款老人保健拠出金から老人保健事務費拠出金2,000円を減額。

6款介護納付金から介護給付費納付金13万8,000円を減額。

7款1項共同事業拠出金では、1目高額医療費拠出金に61万5,000円を追加し、2目保険財政共同安定化事業拠出金から973万9,000円を減額、これら合わせて912万4,000円を減額。

8款2項保健事業費では、1目保健衛生普及費に1万円を追加。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に平成27年度国庫負担金等精算返還金として532万3,000円を追加。

同10款2項国保診療報酬支払基金委託金、1目利子から一時借入金利子32万8,000円を減額。

同10款3項一般会計繰出金に76万円を計上するものであります。

これら歳出に要する財源として、92ページ、歳入をごらんください。

1 款 1 項国民健康保険税では、1 目一般被保険者国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分 6 5 4 万 3, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 1, 2 8 5 万円を追加。

2 目退職被保険者等国民健康保険税から、医療給付費分現年課税分 1 4 万 6, 0 0 0 円を減額するなど合わせて 2 1 万 1, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 1, 2 6 3 万 9, 0 0 0 円を追加。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、1 目療養給付費等負担金から 1, 9 6 8 万 9, 0 0 0 円を減額、2 目高額医療費共同事業負担金に 1 5 万 4, 0 0 0 円を追加、これら合わせて 1, 9 5 3 万 5, 0 0 0 円を減額。

同 2 款 2 項国庫補助金では、1 目財政調整交付金から普通調整交付金 1 0 0 万円と特別調整交付金 8 0 万 9, 0 0 0 円、合わせて 1 8 0 万 9, 0 0 0 円を減額。

3 款療養給付費交付金から、現年度分交付金 2 9 2 万 4, 0 0 0 円を減額。

4 款前期高齢者交付金に、現年度分 3 0 万 1, 0 0 0 円を追加。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金に 1 5 万 4, 0 0 0 円を追加。

同 5 款 2 項道補助金、1 目財政調整交付金から普通調整交付金 8 0 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、特別調整交付金に 2, 3 6 1 万 5, 0 0 0 円を追加、これら合わせて 1, 5 5 7 万 7, 0 0 0 円を追加。

6 款共同事業交付金から高額医療費共同事業交付金 1 8 0 万 9, 0 0 0 円と、保険財政共同安定化事業交付金 2, 8 0 0 万 3, 0 0 0 円を減額の合わせて 2, 9 8 1 万 2, 0 0 0 円を減額。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金から出産育児一時金等繰入金、その他繰入金を減額し、保険基盤安定繰入金を追加するなど、合わせて 3, 5 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

同 8 款 2 項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金 7 0 万 5 千円を減額。

9 款 1 項繰越金、2 目その他繰越金に 2, 7 0 1 万 7, 0 0 0 円を追加。

1 0 款諸収入、2 項雑入に、療養給付費等返納金など 7 万 7, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

9 2 ページ、1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款前期高齢者交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款共同事業交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 0 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 8 ページ、2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 0 0 ページ、3 款後期高齢者支援金等。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款老人保健拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款介護納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款共同事業拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 0 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

- 藤田議長 日程第6 議案第11号平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

- 岩城福祉課長 補正予算書、107ページをごらんください。

議案第11号平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,738万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,424万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、118ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、3項介護認定審査会費に、主治医意見書作成料18万4,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から地域密着型サービス及び施設介護サービスに関する給付費、合わせて1,200万円を減額。

同 2 款 2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費から介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する給付費、合わせて 3 0 0 万円を減額。

同 2 款 4 項高額介護サービス等費から高額介護サービス費 1 5 0 万円を減額。

同じく 2 款 6 項特定入所者介護サービス等費から介護サービス費 1 0 0 万円を減額。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費からシステム使用料 7 万 1, 0 0 0 円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、1 1 4 ページ、歳入をごらんください。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金から 4 0 2 万 4, 0 0 0 円を減額。

同 3 款 2 項国庫補助金から介護給付費調整交付金を減額するなど、合わせて 3 5 6 万円を減額。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金から 4 1 9 万 3, 0 0 0 円を減額。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金から 9 3 4 万 1, 0 0 0 円を減額。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金から介護給付費繰入金を減額するなど、合わせて 1 6 4 万 6, 0 0 0 円を減額。

同 7 款 2 項基金繰入金に、介護給付費準備基金繰入金 1 6 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

8 款 1 項繰越金に、前年度繰越金として 3 7 5 万 1, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 1 4 ページ、3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 116 ページ、8 款繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

118 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 122 ページ、3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 藤田議長 日程第7 議案第12号平成28年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書、125ページをごらんください。

議案第12号平成28年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,726万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、134ページ、歳出から御説明いたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に、保険料等負担金など80万9,000円を追加。

3款諸支出金、2項繰入金に、一般会計繰入金精算返還金26万7,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、132ページ、歳入をごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料に、現年度分保険料201万円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金及び事務費等繰入金を合わせて123万9,000円を減額。

3款1項繰越金に、前年度繰越金30万5,000円を追加するものであります。

以上でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

132ページ、1款後期高齢者医療保険料。

（質疑なし）

●藤田議長 2款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 3款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

●藤田議長 134ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（質疑なし）

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

- 藤田議長 日程第8 議案第13号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

- 岩城福祉課長 補正予算書、137ページをごらんください。

議案第13号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,810万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,914万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、146ページ、歳出から御説明いたします。

1款1項医院費、2目医院運営費から診療報酬2,000万円を減額するなど、合わせて1,810万3,000円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、144ページ、歳入をごらんください。

1 款財産収入、1 項財産運用収入から職員住宅貸付収入 60 万円を減額。
2 款繰入金、1 項他会計繰入金に、豊頃医院運営費 249 万 7,000 円を追加。
4 款諸収入、1 項診療報酬収入から豊頃医院診療報酬 2,000 万円を減額する
ものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

144 ページ、1 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

146 ページ、1 款医院費。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 14 号

- 藤田議長 日程第9 議案第14号平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 補正予算書、149ページをお開きください。

議案第14号平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,276万7,000円と定めるものがあります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

158ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、浦幌町簡易水道分水負担金150万円を減額するなど418万7,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、利子償還費80万円を減額。

4款災害復旧費、1項簡易水道施設災害復旧費において、現年災復旧事業11万2,000円を減額補正するものであります。

次に、156ページ、歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料において水道使用料200万円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金において、一般会計繰入金773万5,000円を減額。

4款諸収入、1項雑入において、国税還付金63万6,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

156ページ、1款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

158ページをお開きください。1款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4款災害復旧費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

- 藤田議長 日程第10 議案第15号平成28年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 補正予算書、163ページをお開きください。

議案第15号平成28年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について

御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,446万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,888万4,000円と定めるものであります。

本補正予算は、本年度から工事を実施しております社会資本整備総合交付金事業において、要望した事業費に対して国からの事業費の配分が減額されたことに伴うものであります。

172ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目下水道施設整備費において、下水道施設改築更新工事費6,269万円を減額するなど6,406万9,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、利子償還費39万2,000円を減額補正するものであります。

次に、170ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金において、下水道国庫補助金3,301万円を減額。

4款繰入金において、一般会計繰入金234万9,000円を追加。

6款町債において、下水道事業債3,380万円を減額補正するものであります。

次に、166ページ、第2表、地方債補正であります。下水道事業債の限度額を2,280万円に、過疎対策事業債の限度額を2,280万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を4,560万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

170ページ、3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

172 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、166 ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●藤田議長 日程第11 議案第16号豊頃町行政区設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第16号豊頃町行政区設置条例の一部改正について御説明いたします。

議案書、1 ページをごらんください。

本案は、大津二区及び大津三区、両行政区長から世帯数の減少や高齢化等のため、地区の総意により、両行政区を合併していただきたいとの要望がありましたことか

ら、豊頃町行政区設置条例の一部を次のとおり改正するものであります。

改正内容は、別表中、「大津二区」及び「大津三区」の項を「大津二区」の項とし、その区域を「大津幸町、大津元町」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第12 議案第17号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長補佐。

●熊谷総務課長補佐 議案第17号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書、3ページをごらん願います。

仕事と育児が両立するための支援制度として、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子が実の子に準ずる子として、育児休業の対象とすることとして、育児休業法の一部が改正されたため、今般、豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、3ページの本則の改正中、育児休業の再度の申請ができる特別な事情を定める第2条の2、第3条第1号及び第2号の改正において、第2条の2に養子縁組里親に委託されている児童を追加する改正であり、また、第3条第1項

の改正は文言整理のための改正で、4ページ、上段の第3条第2号の改正は、子以外の子に係る育児休業の承認に特別養子縁組に係る規定を追加する改正であります。

小学校入学前の子に係る育児休業である育児短時間勤務の承認を規定する第10条において、第1号に養子縁組里親に係る規定を第2号に特別養子縁組に係る規定をそれぞれ追加する改正であります。

第18条第2項の改正は、育児時間の取得は介護時間と合わせて2時間を超えない範囲での取得を定める改正であります。

附則は、本条例の施行日を平成29年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●藤田議長 日程第13 議案第18号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長補佐。

●熊谷総務課長補佐 議案第18号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書、5ページをごらん願います。

平成28年度の人事院勧告において、改定が勧告された扶養手当につきまして、これまで職員組合と継続協議を行ってきたところですが、今般、改定について協議が整ったことから、豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、扶養親族たる子の扶養手当の月額を引き上げるとともに、それ以外の扶養親族、配偶者や祖父母などの月額を引き下げるものであります。

扶養手当を定める第7条中、孫に係る規定の文言を整理するとともに、扶養手当の額を定める第3項において、婚姻関係にある配偶者などの扶養親族に係る月額を現行1万3,000円から1万円に引き下げ、扶養親族たる子の月額を現行6,500円から8,000円に引き上げ、配偶者がいない場合においてのそのうちの1人につき現行1万1,000円を1万円に引き下げ、また、これら以外の扶養親族たる父母等の月額を現行1万1,000円を6,500円に引き下げ、配偶者や扶養親族たる子がいない場合において、そのうちの1人につき現行1万1,000円を9,000円に引き下げる改定であります。

附則は、本条例の施行日を平成29年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第14 議案第19号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第19号豊頃町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、議案説明書1ページ、説明第1号により御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部改正を行うものであります。

今回の改正につきましては、消費税率の引き上げを再延期する税制改正関連法が公布されたことにより、消費税率の再引き上げ時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に、2年6カ月再延期されたことに伴うものであります。

次に、主な改正内容ですが、まず、附則第7条の3の2の改正は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除に関するものであります。改正内容は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限が延長されたことに伴う規定の整備を行ったものであります。具体的には、制度の対象となる家屋の居住年の期限を平成31年から平成33年まで、2年間延長するものであります。

次に、平成28年条例第14号の改正であります。まず、法人町民税の税率に関するものであります。改正内容は、法人町民税の税率引き下げの時期が変更されたことに伴う規定の整備を行ったものであります。具体的には、法人税割の税率を8.4%、現行12.1%であります。引き下げる時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に、2年6カ月延期するものであります。

次に、軽自動車税環境性能割の導入に関するものであります。改正内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更されたことに伴う規定の整備を行ったものであります。具体的には、環境性能割の導入時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に、2年6カ月延期するものであります。

以上の改正についての施行期日は、いずれも公布の日からであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

1時まで、昼食のため休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第15 議案第20号豊頃町奨学金貸付条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田教育課長。

●富田教育課長 議案書、17ページをお開きください。

議案第20号豊頃町奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

本条例は、学業に熱心であるが、経済的な理由により高等学校等への就学が困難な者の保護者に対して、1カ月1万円以内の奨学金を貸し付け、高等学校等を卒業後1年据え置き、3年以内で償還していただくという制度であり、昭和50年4月入学者から対象として行っております。制度開始以来、55人の生徒が利用されましたが、平成11年度を最後に平成12年度以降、17年間になります。利用者がおりません。この間、国においては高等学校の授業料の実質無償化、それから豊頃町においても平成22年度から償還の必要のない就学助成金交付制度を行っているところであり、本条例の目的である保護者の経済的負担を軽減する役割は、新しい助成制度へと移行しているものと考えられることから、豊頃町奨学金貸付条例を廃止する条例を制定するものです。

なお、附則としまして、本条例は、平成29年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの説明の中で、内容はわかるのですが、それでは償還なしの奨学金というのは、今、利用されているというふうに説明ありましたね。それは現状ではどのぐらいになったのかというところを教えてくださいませんか。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 町における新しい就学助成金交付制度につきましては、これは中学校を卒業されてから3年間、1人、現在、月5,000円交付しておりますけれども、これは高等学校等に入学されている方、全員に交付している制度であります。ですので、22年度以降の卒業生で高校等に進学されている方は、全員交付を受けています。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 その辺が非常に何といたしましょうか、全員にということは、非常に考え方としてはいいのですが、月5,000円ですよ、5,000円。今、実際に私学も公立も、月額の授業料というのはどのぐらいを把握しているのですか。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

これについては、廃止に伴う質問ですので、趣旨を変えてください。

大崎議員。

●7番大崎議員 それはなぜそういうふう聞くかということ、廃止をするということの意味合いは、やはり理由があるからです。利用者がいないということです。これは償還しなければならないのです。借りたら。ところが、それがいないという今、理由なので、そうですね、そうですね。ですから、そうすると、次の奨学制度というのが、新たに今説明あったように全員の高校生に5,000円ずつ、奨学金として支給しているところの非常に関連性があるわけです。ですから、経済的に非常に厳しい、あるいはそういう状況にある方というのは、なかなか借りられなかったのだということですね。そのことの意味合いがあるから、これについては関連性があるわけです。

もし、このことを一歩進んで考えれば、廃止をすることについては私は異議ないなと、ということは国政でも、今は償還しなくてもいい奨学金制度を出しているわけですね。ですから、そういうものをもう少し、新年度予算でもこれから議論されると思うのですが、それらを熟知をしないで、ただ単に5,000円を与えればいいのだという奨学金の性格というのは、いかななものかということも理解しなければいけないから質問しているわけです。ですから、そういうようなことになれば、この件についての廃止というのは、やむを得ないのかなというところの説明を今いただいたわけです。答弁はいいです。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 平成29年度のまだかかっておりませんが、予算書の175ページだったと思うのですが、そこに計上されていた奨学金というのは、返済目的のない奨学金で、いわゆるこの制度上のものではないということですよ。確

認させていただきます。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 予算書のページについては、ちょっと把握しておりませんが、今回、この条例の廃止というものを提案させていただいておりますけれども、予算書の中にも例年どおり奨学金の予算については計上をさせていただいております。この議案につきまして、可決をいただいた後に補正予算において、その部分については減額補正をさせていただくというようなことで考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 平成28年度の予算書においても奨学金ということで12万円、私も目にしておりますし、私が聞いたのは、この条例下にあるいわゆる奨学金とただいま予算、もしくは28年度でも計上されておりました奨学金の12万円については、別のものであるということでお聞きしたわけでございますけれども、そのことについてもう一度お聞きいたします。

●藤田議長 富田教育課長。

●富田教育課長 その予算計上されている12万円と、この奨学金条例の関係の金額につきましては同じものです。この条例に関連する予算が12万円ということで計上しているものであります。ですから、この条例廃止が可決させていただいた折には、12万円を減額補正をさせていただくというようなことで考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第16 議案第21号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部

改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田教育課長。

●富田教育課長 議案書、19ページをお開き願います。

議案第21号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は、高等学校等に就学している生徒に必要な費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減することを目的に平成22年度に始まった制度で、1人当たり月5,000円、年間6万円を現在交付しております。高等学校等のない本町において、限られた公共交通機関による通学は、多くの保護者に不便を来しており、自家用車等による送迎、もしくは下宿せざるを得ない状況にもあります。このことから、保護者への支援のさらなる充実を図るため、月額助成額を増額したく、豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、第3条中「5千円」を「7千円」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成29年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 先ほどの20号に関連してくる、考え方がですよ、なってくるわけです。ですから、先ほどのは条例を廃止するという格好でいきますが、これは全ては保護者の経済的支援というのは、大きな説明理由だと思うのですね。これはやはり現社会の中で、5,000円から7,000円にすることが、本当に妥当かどうかということとは別です。別ですが、社会の全体の保護者を支援するという金額に対して、この2,000円が5,000円よりも2,000円多くなって7,000円ということについての根拠といったらあれなのですが、試算するための理由というのはどういう視線から、これが割り出されたのかなというところは説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

先ほどの廃止条例につきましては、既にもう十何年も利用者が全くいないと、償還することができないから借りないのか、金額的に少ないから借りないのかはわかりませんが、そういった意味ではやっぱり廃止すべきだと。

今度の5,000円から7,000円というのは、今までも過去にも一般質問等にご

ございましたとおり、非常に交通機関が私の町では不便だということで、それぞれ担当者がアンケートをとってきました。しかし、高校で受ける授業等、さらにはスポーツ等でそれぞれ個人差があつて、一律に同じ時間帯で、同じ駅に迎えに行くのは不可能に近い。したがいまして、できるだけ軽減を、保護者の経済的負担をなくすには、今までの5,000円は、特別、試算して5,000円ということは全くございません。

しかし、最近やはり高校生の一月の5,000円程度を差し上げれば、いろいろな意味で経済的にも年間6万円ですから、いいだろうということで議決をいただいて、今まで支払ってきたわけでありすけれども、このたびそういった不便さも兼ねて、それから物価もやはり上がっておりますし、いろいろな意味で経費がかかるということで、限られた財政の中ですけれども、7,000円を差し上げようということで、2,000円をオンしたわけでありす。

したがいまして、今まで各駅等にそれぞれの家庭の方々が何といひましようか、自分の子供たちを送っていくという形になりますと油代かかりますし、いろいろな意味でかかると思ひます。そういった面で、少しでも役に立っていただければというような考えを持って、今回は5,000円から7,000円にさせていただきたいという考えでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今、町長の説明で、これはどの金額が妥当なのだというところは押さえきれないのです。きれないのですが、全体の社会の物価上昇だとか、今の授業料の値上げというのは、ここ何十年も下がってきたことがない傾向にあるわけですね。これは公立も私立も同じです。ですから、そういう中で2,000円というのが妥当かどうかは別です。議論する余地はないかもしれませぬ。しかし、本町に、今、説明あつたように、高等学校が存在しないわけです。やはり本町から交通手段を講じて、あるいは自家用で送迎をしながらでも、それだけの家計的負担というのはかかっているなど。他の町村の高等学校が所在するところから見ると、そういうところから見ると、私はこの2,000円というのは若干小さいなという感じを受けております。

ちなみにちょっと高校生の1カ月のお小遣いを聞いたことあります。1万円です。1万円。それは自分たちのおつき合ひや、あるいは仲間意識でいろいろと間食をしたり、何かするのだということなのですが、やはりそういう状況を家庭は負担しているのだなど。

一般的に報道されているように6人に1人は、そういうような形でいろいろと厳しい状況において就学を進めているのだなど。できれば私は今後の方向性として、本町に高等学校という就学施設がないという特異的な条件を十分やはり考慮していつて、少数高校生になる可能性が十分含まれる中においては、少なくとも将来の社会の支え

をしていく若者に、それらの心の負担というのを軽減していく方向というのを考えるべきではないのかなということ、この件について余り固執はしたくありませんが、最後にもう1回、町長にそういうような夢を与えるような方向性を、独自の見出せるような考え方をありましたらお願いしたいなど、こう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、本町から高校に約50名強ですか、その年によってはまた変わるとは思いますけれども、今、この方々に高校、交通機関が不便ということで、今まで5,000円が7,000円、我が財政では7,000円でも相当大きな額になるわけなのです。8万6,000円になりますか、50人いたら400万円、500万円の金額になりますし、特に豊頃中学校の生徒は優秀な方が多いので、帯広のほうに出かけるというか行かれる方、さらに教育熱心な方、スポーツ熱心な方がいらっしゃいます。多少やはり自分の子供は、自己負担で努力をされていかなければ、均衡とれた金額というのは、今の段階では7,000円前後が均衡とれた金額かなというふうに思っております。今後、どういう社会情勢になるかわかりませんが、現在のところは7,000円で、当分この考えで支給していきたい考えでおります。

よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第17 議案第22号豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案書、21ページをごらんください。

議案第22号豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正について提案の理由を御説明いたします。

これまで高齢者の在宅福祉事業として行ってまいりました事業の一部を、新年度より介護予防日常生活支援総合事業において事業を実施することから、在宅福祉サービス事業条例の一部を改正するものであります。

では、条例改正の内容を御説明いたします。

同条例、本則及び別表に規定されております軽度生活援助サービス事業及びいきがいデイサービス事業の2事業については削除するものであります。

なお、条例改正後におきましても、介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する規則の定めにより、これまで受けていたサービスを継続して受けられることとなっておりますことを申し添えたいと思います。

また、附則につきましては、その施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●藤田議長 日程第18 議案第23号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案書、23ページをごらんください。

議案第23号豊頃町介護保険条例の一部改正について提案の理由を御説明いたします。

介護保険法において、事業の実施を規定されております生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の2事業につきましては、本町介護保険条例附則の経過措置により、平成30年4月1日から事業を実施するよう規定されておりましたが、平成29年度、新年度から事業実施の体制が整ったことから、介護保険条例の一部を改正するものであります。

では、条例改正の内容を説明申し上げます。

同条例、附則第6条第3項及び第4項に規定されております生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の2事業について、その経過措置として規定されている平成30年3月31日を平成29年3月31日に改め、それぞれ事業開始日として規定されております平成30年4月1日を平成29年4月1日に改めるものであります。

なお、附則につきましては、その施行期日を条例公布の日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 これも先ほど課長言われたとおり、介護保険条例の改正につきましても、今までどおりサービスは変わらないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 今回、条例改正の趣旨となっております生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の2事業につきましては、新しく新年度から始まる事業でございます。ですから、これまで同様のサービスを受けられることができなかったその開始期日を、本来であれば来年の4月であったものをことしの4月に早めて実施するものでございますので、御了承いただきたいと思います。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 それでは介護の関連では、今までより低下するというふうに言うのでしょうか、それともほかに何か変わったような状況があるのでしょうか。サービスの行き届き方にですね。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 今回、4月から行われる事業につきましては、認知症にかかわります

事業につきましては、実は本年、28年度から管内の町村のほとんどが大江病院等をサポート医としまして、認知症初期集中支援事業というのを実施してございます。本町につきましては1年おくれて、予定よりは1年早いのですが、管内の町村よりは1年おくれたの形になりますが、これらの事業に取り組んでいこうという、取り組んでいける体制が整ったということで、今回、条例の附則の改正を提案させていただいた次第です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第19 議案第24号町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案書、25ページをお開きください。

議案第24号町道の認定について御説明いたします。

次の2路線について町道として認定したく、道路法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

路線名、豊頃駅連絡線。起点は、豊頃佐々田町49番1地先、町道豊頃公園線との交点であります。終点は、豊頃旭町320番10地先であり、JRをまたぐ歩道橋の駅前側であります。延長は260メートル、幅員は3メートルから14.5メートルであります。位置については、議案説明書3ページ、認定位置図を御参照願います。

この路線につきましては、昭和53年から54年にかけて、農業の事業で整備された後、町道と同様の維持管理、除雪等を行っておりましたが、このたび管理区分を明確にすること及び今後想定されますJRをまたぐ歩道橋、この歩道橋の大規模な修繕

の際に、国の補助事業等に対応できるよう、今回、町道として認定するものであります。

次に、路線名、南団地通り支線。起点は、豊頃南町274番地先、町道南団地通りとの交点であります。終点は、豊頃南町102番1地先であり、民間アパートの中を通る路線であります。延長は93.75メートル、幅員は7メートルであります。

この路線につきましては、豊頃南町に民間アパートが数棟建設されたことに伴い、本年度、28年度に整備した路線であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第20 議案第25号町道の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案書、27ページをお開きください。

議案第25号町道の変更について御説明いたします。

次の町道について路線の変更をたく、道路法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

路線名、南中央2条通。起点は、中央新町131番2地先で変更ございません。終点につきましては、現在、中央新町137番16地先であり、変更後は中央新町144番地先になります。延長は、現在124.2メートル、変更後は399.5メートルになり、275.3メートルの増。幅員は、現在7.2メートル、変更後は6メートルから8メートルとなります。

議案説明書5ページ、説明第3号、町道の変更位置図をお開きください。

点線部分が現在の認定区間であります。実線部分については、今回、追加で認定する区間であります。今回追加する区間につきましては、過去に道路用地として寄附を受けた土地ですが、本年度、28年度に砂利敷きを行い、通行できるようにしたことから、町道として認定するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 新旧の表があります。今、説明の中では旧の場合には7.2という幅員が6.0から8.0というのは何か幅を持っていますが、理由があるのかということと、それから延長が3倍になっているのですが、これについても説明をもう少ししていただけますか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 ここにございます幅員というのは、道路の敷地の幅員、用地の幅を言っております。現在、認定されている区間につきましては、7メートル20の幅員で用地幅が設定されておりますが、新たに認定する区間、これは過去に個人の方から寄附を受けた土地ですが、これについては狭いところで6メートルの敷地幅、広いところでは8メートルの敷地幅を寄附されてございますので、幅員については6から8メートルということになります。

それから、延長ですが、延長については特に3倍という理由はございません。現在の認定されている区間が124.2メートル、今回200数十メートルふえまして、総体で399メートルになるということでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 よくわかりました。そのものもふくまっているというような解釈でよろしいということですね。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 同意案第1号

●藤田議長 日程第21 同意案第1号豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年3月14日をもって任期満了となります山口浩司氏を引き続き任命いたしたく、関係法令に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩本町39番地、氏名は、山口浩司氏であります。

以上でありますので、御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 日程第22 同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年5月11日をもって任期満了となります高田芳行氏を引き続き任命いたしたく、関係法令に基づき、議会の同意を求めます。

住所は、豊頃町茂岩末広町1番地、氏名は、高田芳行氏であります。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第3号

●藤田議長 日程第23 同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年4月21日をもって任期満了となります中村哲蔵氏を引き続き任命いたしたく、関係法令に基づき、議会の同意を求めます。

住所は、豊頃町大津寿町3番地1、氏名は、中村哲蔵氏であります。
以上でありますので、御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第24 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号1、受理年月日、平成29年2月21日。件名、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町14番地、日本共産党豊頃支部、支部長間所恒克。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第25 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月4日から同月6日までの3日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から同月6日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員